

## 社会福祉法人すくすくどろんこの会 法令遵守規程

### （目的及び適用範囲）

第1条 社会福祉すくすくどろんこの会法令遵守規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人すくすくどろんこの会（以下「法人」という。）における特定教育・保育施設を運営する事業及び特定地域型保育事業（以下「事業」という。）について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

### （基本方針）

第2条 法人が行う事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- （1）事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- （2）法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- （3）法令遵守責任者は、理事長の命を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）の長又は管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

### （法令遵守責任者）

第3条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、理事長が選任するものとする。

### （法人組織体制の整備）

第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙に定めるものとする。

- 2 法人の事業の最高責任者を理事長とする。
- 3 法人の各事業の責任者は、特定教育・保育施設等の長及び管理者とする。

### （法令遵守責任者の業務）

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人の理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- （1）法人及び事業の組織体制に関する提案
- （2）法令遵守に関する本規程の制定及び改定

- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事務遂行状態を法令遵

守の観点から確認するものとする。

(相談窓口の仕組み)

第6条 法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

(1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。

(2) 通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。

(3) 法人は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わないこと。

(4) 法人は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとして、プライバシーは遵守される。

(5) 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行ってならない。

(職員の責務)

第7条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職務倫理を身につけ、また子ども・子育て支援法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司又は特定教育・保育施設等の長及び管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 特定教育・保育施設等の長及び管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(処分)

第9条 法令違反する行為を行った職員は、懲戒その他処分されるものとする。

(規程の改定)

第 10 条 本規程の改定を行った場合は、速やかに関係行政機関に提出するものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。